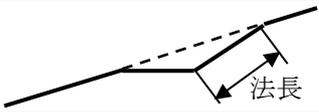
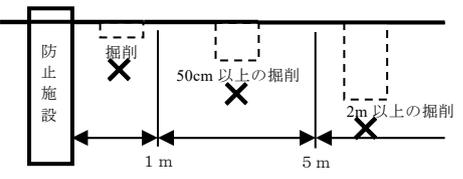


相手方：

電話、来訪、その他（ ）

行為の場所		判定	地すべり防止区域の名称
郡	町	該当 非該当	農村振興局
市	村		
行為の目的 及び理由			
要する期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（約 日間）		

行為の内容

項目	該当の有無	備考
<b>1 地下水を誘致したり、停滞させたりする行為</b> (1) 有効断面積が 45cm <sup>2</sup> を超える管渠で、地下水を地すべり防止区域外から引く行為 (2) 1馬力を超える動力を用いて地下水を汲み上げる行為	有・無	<b>【参考】</b> ・VPφ75 は許可不要 ・VPφ100 は許可必要
<b>2 地表水を放流したり、停滞させたり、浸透を助長する行為</b>	有・無	<b>例外行為（許可を要しないもの）</b> (1) 水田に地表水を放流し、停滞させる行為（地表水が著しく浸透する土地を除く） (2) かんがい用に地表水を放流する行為（地表水が著しく浸透する土地を除く） (3) 日常生活のために地表水を放流する行為（地表水が著しく浸透する土地を除く） (4) 河川または用排水路に地表水を放流する行為 (5) ため池、池などの貯水施設に地表水を放流する行為
<b>3 法切り、切土</b> (1) 法長 3 m 以上の法切り	有・無	
(2) 直高 2 m 以上の切土	有・無	
<b>4 ため池、用水路の新築または改良</b> (1) 地表水の浸透しやすい場所における、断面積が 600cm <sup>2</sup> を超える用排水路の新築または改良 (2) 地表水の浸透しやすい場所における、容量 6 m <sup>3</sup> を超えるため池、池の新築または改良 (3) 1 m <sup>2</sup> 当たり 10 t 以上の載荷重の施設の新設または改良	有・無	<b>【参考】</b> ・BF300 は許可不要 ・BF350 は許可必要
<b>5 地すべりの防止を阻害または地すべりを助長したり誘発する行為</b> (1) 地表から 2 m 以上の掘削	有・無	
(2) 防止施設の周囲 0 ~ 1 m について掘削禁止（1 ~ 5 m の範囲は 50cm 未満の一時的掘削は可）	有・無	
(3) 1 m <sup>2</sup> あたり 10 t 以上の土石その他物件の集積	有・無	

■総合判定 許可申請 必要 ・ 不要 （どちらかに○）